

[事案 29-103] がん診断給付金支払請求

・平成 30 年 4 月 12 日 和解成立

<事案の概要>

契約時、検診を受けていることについて募集人から「大丈夫」と回答されたこと等を理由に、契約解除の取消しおよびがん診断給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

子宮頸がんと診断されたので、平成 26 年 7 月に契約したがん保険にもとづき、がん診断給付金を請求したところ、契約時に不実の告知があったことを理由として、契約を解除されるとともに、給付金の支払いも拒否された。しかし、以下の理由から、契約解除を取り消したうえで、がん診断給付金を支払ってほしい。

- (1) 告知書には氏名および身長欄など一部に付箋が貼られており、その箇所を記入するよう指示を受けその通り記入したので、付箋のない質問事項の欄の○は記入した覚えがない。配偶者も記入しておらず、第三者が記入した疑いがある。
- (2) 書類提出後、配偶者を通じ募集人に「病院からの強制ではないが、自主的に子宮部の定期検診を受けているが問題はないか」と尋ねたところ、「大丈夫」と回答された。

<保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、人間ドック結果報告書において「子宮頸部の要精密検査」と結果が出たことをきっかけに医療機関を受診しており、検査結果・診断を認識していた。
- (2) 告知書の質問事項に付された○は、申立人配偶者の筆跡に似ており、募集人の筆跡とは明らかに異なる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約前後の状況を確認するため、申立人およびその配偶者に対して事情聴取を行った。なお、募集人は保険会社を退職しており協力が得られず、事情聴取は実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約解除の取消しおよびがん診断給付金の支払いは認められないが、以下の理由および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、申立人と一切面接することなく契約に至り、申立人に対して約款や設計書も渡していない。
- (2) 告知書の回答部分について、申立人および配偶者は記入していないと主張している一方、募集人は、断定こそしていないが、自分が記入したかもしれないと述べており、募集人が告知義務違反となる事実を記入した可能性は否定できない。
- (3) 申立人が、告知書提出後に募集人に対して、「自主的に子宮部の定期検診を受けているが大丈夫か」と問い合わせたところ、「問題ない」との回答があったことについては争いがない。これは告知書の提出後のことではあるが、軽々に「問題ない」との回答をして良い場面で

はなく、重大な告知義務違反につながるおそれがある情報であるので、募集人は慎重に再確認すべきであるにもかかわらず、これを怠っている。